

くらしの情報

2022.11
No.128

●編集・発行 さいたま市消費生活総合センター

〒330-0853 さいたま市大宮区錦町682-2 JACK大宮6階 TEL.048-643-2239 FAX.048-643-2247

そのネット注文 定期購入 かも!?



さいたま市消費生活総合センター
マスコットキャラクター
チョットマッタマン

ホームページやSNS等で「お試し価格」「特別価格」とうたう広告を見て、通常価格より安くお試し品と思い購入したところ、2回目の商品が届いて定期購入の契約と気づき、解約したいが電話がつかないというトラブルの相談が引き続き多く寄せられています。

令和4年6月1日に、「詐欺的な定期購入商法」の規制が強化された改正特定商取引法が施行され、販売業者等は、取引における基本的な事項を最終確認画面等で明確に表示することが義務付けられました。また、販売業者等の誤認させるような表示等により、誤認して申込みをした消費者は、申込みの意思表示を取り消すことができるようになりました。

トラブルに遭わないように、次の3つのポイントについて確認してね!

ポイント①

低価格を強調する広告の場合は、注文する前に販売サイトや「最終確認画面」の表示を確認しましょう。以下チェックリストを参考にしてくださいね!

ポイント②

通信販売にはクーリング・オフは適用されません。

ポイント③

解約をするときは、事業者に連絡した記録を残しましょう。



さいたま市消費生活総合センター
マスコットキャラクター
さいたましょうこちゃん

「最終確認画面」のチェックリスト

注文する前

- 定期購入が条件になっていませんか?
- 定期購入が条件になっている場合、継続期間や購入回数が決められていませんか?
- 支払うことになる総額はいくらですか?
- 解約の際の連絡手段を確認しましたか?
- 解約・返品できるか、解約・返品できる場合の条件（返品特約）、解約条件を確認しましたか?
- 利用規約の内容を確認しましたか?
- 「最終確認画面」をスクリーンショット※で保存しましたか? (契約を取り消す際の証拠になります)

未成年者の場合は以下の点も確認してください!

- 販売サイトに「法定代理人の同意を得ている」のチェック欄があった際は、同意を得てチェックを入れていますか?
- 年齢や生年月日について、成人であると偽らず正確に入力して申請していますか?

※携帯電話やパソコンの「今表示されている画面」を画像として保存する機能です。製品ごとにスクリーンショットの方法が異なりますので、各製品の説明書や購入したお店で確認しておきましょう。

不安に感じた時や困った時には、消費生活センターに相談しましょう。

※市内3か所の消費生活センターの詳細は、裏面をご確認ください。

多重債務者無料相談会



○概要 消費者金融等からの借り入れによる多重債務でお困りの方のための、弁護士、司法書士による無料相談会です。ひとりで悩まず、まずはご相談ください。

○実施日 令和4年11月11日(金)

○時間 10:00~16:00

○会場 さいたま市消費生活総合センター

○予約 11月1日(火)~11月11日(金)(土日祝日は除く)
10:00~16:00
予約専用番号048-862-0500でお申し込みください。

○主催 埼玉県多重債務対策協議会

転売チケットの購入トラブル



事例1 チケット仲介サイトで購入したチケットは転売禁止のチケットであった。返金してほしい。

事例2 転売サイトと知らず、高額なコンサートチケットを注文してしまった。解約をしたい。

アドバイス

- ・チケットは公式の販売サイトから購入しましょう。Web検索では、表示されたサイトが転売仲介サイトでないか、利用規約や、運営事業者の所在地・連絡先が明示されているかを確認しましょう。
- ・転売仲介サイトを利用する場合は、購入するチケットの転売が禁止されていないか確認しましょう。
- ・チケットの不正転売はしないようにしましょう。

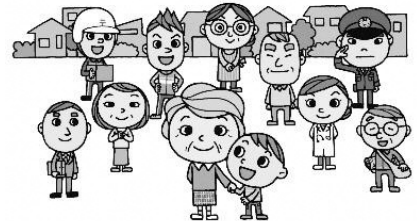
高齢者の消費者トラブルを防ごう!

市内の消費生活センターには、高齢者からの相談が多く寄せられています。悪質業者は言葉巧みに不安をあおり、親切にして信用させ、年金や貯蓄等の大切な財産を狙います。

高齢者の消費者トラブルを防ぐには、本人の意識はもとより、家族や周囲の人の見守りが大切です。

高齢者の見守りチェックポイント

- 不審な電話のやりとりや見慣れない人の出入りはないか。
- 家に見慣れない物、未使用の物が増えていないか。
- 見積書、契約書等の不審な書類や名刺がないか。
- 定期的にお金をどこかに支払っている形跡はないか。



トラブルを防ぐために

- ・高齢者の消費者トラブルを防ぐには、周囲の人の見守りが重要です。不審な電話や訪問を受けたときの対応方法や、どこに相談するか等を周囲の人と話し合っておきましょう。
- ・家の固定電話には、通話録音装置や迷惑電話対策機能付きの電話機を使いましょう。また、家に多額の現金を置かないようにしましょう。

消費生活相談窓口

消費生活総合センター
JACK大宮6階

ビックカメラ、ソニックシティ、鐘塚公園、大宮そごう、アルシェ、ダイエー丸井

消費生活総合センター
☎ 048-645-3421 (相談窓口)
☎ 048-643-2247
相談受付 月曜~土曜日
相談時間 9時~17時
※受付は16時30分まで

浦和消費生活センター
コムナール9階

高砂仲町線、市民広場、日の出通り

浦和消費生活センター
☎ 048-871-0164 (相談窓口)
☎ 048-883-4893
相談受付 月曜~土曜日
相談時間 9時~17時
※受付は16時30分まで

岩槻消費生活センター
岩槻区役所3階

至春日部、東武野田線、フツッ西館、東口、至大宮

岩槻消費生活センター
☎ 048-749-6191 (相談窓口)
☎ 048-749-6193
相談受付 月曜~金曜日
相談時間 9時~12時、13時~17時
※受付は16時30分まで

日曜日の電話相談 9時~16時 ☎048-645-3421 ☎048-643-2247

※祝休日、年末年始 除く

(お問い合わせ)さいたま市消費生活総合センター TEL 048-643-2239 FAX 048-643-2247

ホームページ

さいたま市消費生活総合センター

検索



このくらしの情報は、2,000部作成し、1部当たりの印刷経費は27円です。